

# 「制度理論」の經濟學的意義

上田辰之助

「制度理論」(theorie de l'institution)は法律哲學——特にフランスにおける——の領域でこそ今日漸く市民權を獲得したといはれてゐるが<sup>三</sup>、其の他の學問的分野、別してわが日本の經濟學界では未ださういふ状態から甚だ遠い。その證據にはわれわれは「制度理論」の名の下により頻繁に「制度主義」(institutionalism)もしくは「制度學派」(the institutional school)と呼ばれる經濟學研究上の一傾向或は之を代表する學者の一群を聯想する。だが兩者の間には名稱の類似を除いて本質的に共通する所が殆どないやうである。もしさうだとすると、一體「制度理論」とは何者だらう、いま突如としてわれわれの視界に飛込んで來たこの新奇な星は如何程の光度を有つてゐるか、又そのほかどんな特徴があるのか、といふ疑問が先づ起る。さうして、その本體がほゞ判明したとしてもそのやうな法

2  
哲學上の試みに果して經濟學と結びつき得る可能性があるであらうか。「制度理論」の經濟學的意義などは凡そ不自然な取り合はせの表題ではないか——と誰しも思ふことであらう。確かにさうだ。同時にそれだからこそこの問題を取り上げる價值も、従つて興味も、あるのだと私はいひたい。少くとも私はさういふつもりで右の論題を選んだのである。だから一應表題の説明を加へておくのが順序だらう。

(一) ナチス・ドイツの法律學界でも最近注目された。本誌本號米谷教授「學界展望」及び同「制度法學に關する文獻」就中「獨文文獻」の項、參照。

(二) 「制度理論は法律哲學の領域において市民權を獲得した。人はその價值を論じよう。だがもはや之を無視することはできない。偉大な人名がこれに結びついてゐる。よし之を體系化するまでには行かずとも、それに智的共鳴を覚え、さうしてその影響を蒙つた多くの人人の上に、それは至大の支配力を揮つてゐるのである」(Delos, "La théorie de l'institution," Archives de Philosophie du droit et de Sociologie juridique, double cahier Nos. 1—2, 1931)

そこで昔から「比較は不合理なもの」(comparaison n'est pas raison)とされてゐるが、次に先づわれわれが常に混同しがちな「制度理論」と「制度主義」とを簡単に比較考察してみよう。その混同すべからざる所以が明かにされるだけでも意味があると信ずる。

實をいへば、「制度理論」の理論性については議論の餘地があり、現に盛んに論議されてゐる。或る學者は「制度理論」は理論といふよりはむしろ「法の制度的理念」(conception institutionnelle du

droit) と呼んだ方がいふと論じてゐる(1)。少くともそれが一の體系化された思潮でないことはその批判者を待つまでもなく、提唱者みづから言明してゐる所である(2)。その點では經濟學における「制度主義」も似たやうな状態にある。これは惟ふに兩者に共通の「制度」といふ語の内容が多岐に涉り、容易に捕捉し難いことの結果であらう。だから、それぞれの場合において「制度」が如何に解釋されてゐるかを見るのが重要である。

(1) Delos, op. cit.

(2) Renard, La théorie de l'institution, premier volume, 1930, p. III. 「個人主義も集團主義も共に思想體系であるのに反して、制度理論は體系ではない。それは現實に對する極めて彈力性ある一つの解釋である」と著者はいつてゐる。

「制度理論」の二人の主要な代表者、オーリウとルナールとは「制度」に特殊の意味を有たせてゐる。オーリウは「制度」を l'institution-corporation 及び l'institution-chose に分ち、前者のうち國家と個人との間に介在する多數多様の協同的社會を含め、後者の下に専ら法規乃至法制を理解しようとした(3)。オーリウの後繼者且つ「制度理論」の建設者を以て自ら任ずるルナールは法規法制をオリウにおける「制度」の第一範疇に包括し、人格的「制度」たる協同體を専ら考察の對象としてゐる。その理由は兩種の制度は何れも永續的事態を創造し、その効果は、團體の場合でも法制の場合でも、遙に各の創造者の人格を超越し、そこに「權威的精神」(une âme d'autorité) ともいふべきもの

4  
が存在する等、共通點が非常に多いから、原則的にはオーリウのやうな區別を樹てる必要を認めない、といふに在る<sup>(11)</sup>。かくてルナールは大體において「制度則ち協同體」と解する廣い立場を採ることとなるのである<sup>(12)</sup>。

(1) M. Hauriou, *La théorie de l'institution et de la fondation*, 4<sup>e</sup> cahier de la Nouvelle Journée.

(11) Renard, *op. cit.* pp. 90—91.

(12) この點に關してルナールは次のやうな注意すべき觀察を下してゐる。“*Potestas* du vieux droit romain, *Bien commun des matres de la scolastique, Genossenschaft* des juristes allemands, *Fellowship* du vieux droit anglais, *Institution* de M. Hauriou : tout est un” — Renard, “*Qu'est-ce que l'autorité ?*” 1925. すなはち、私がイタリックにした各概念は同一社會典型を代表するものとされ、古代ローマ法の「權能」とか、スコラ學派の「公益」とか、ギールケなどの取扱つてゐるゲノッセンシャフトとか或はメイトランドがギールケ説を紹介するにあたり引合ひにだしてゐる古代英法のフェローシップ (“*Fellowship with its slight favour of an old England*” — Maitland) とかは何れも制度理論學派の説くアンステイチウシオンと同一物、又は親戚に當る、と端的に道破してゐる處に示唆がある。

これだけの説明でもオーリウ、ルナール一派の考へてゐる「制度」が何であるかその輪廓が臚氣ながら見定められたであらう。さうして、法哲學といはれながら、そこには社會學、從つて經濟學との續き合ひの少なからざる可能性が潜んでゐることも看取されることと思ふ。

之に反して、主としてアメリカにおける社會科學の世界を其の發達の地盤とする「制度主義」は勿論協同體社會だけを研究の中心題目とするものではなく、弘く社會及び經濟生活の諸問題を個個の制

度として、或は具體的實證的方法により或は歴史的發展の跡づけをとうして究明把握しようとするのである。だから茲に検討される「制度」とは株式會社の制度とか賃銀制度とか、資本主義の制度とか、關稅制度とか、いふやうな社會的・法制的現象を指してゐる。制度主義は明かに少數の單純な前提の上に築かれた十九世紀イギリス正統派經濟學に對する反動として發生した學派であり、ヴェブレンが其の最も顯著な、さうして獨創的な、代表者であることは人の普く知る所である。この學派の好んで採用する研究方法には社會學的要素が豊富であるのみならず、生物學上の現象或はその進化を基礎づけるため自然科學の諸部門に依存するところも少くない。従つてそこにはプラグマティズムとの結合も多分に見られるが、同時にアメリカ社會科學界の最近動向を現はすといはれる新現實主義と相通するものが相當に含まれてゐるやうに考へられる。

(一) アメリカ制度學派については、セリグマン編社會科學百科辭典の一項目たる Paul Horny, The institutional school が要領を得たレジюмеであり、又正しい評價であると思ふ。新現實主義については高柳賢三教授の論文「法律學におけるニオ・リアリズム」(牧野教授還曆祝賀法理論集) 参照。

5. かくの如く制度理論と制度主義とは全然發達の地盤を異にし、主張の内容も亦別個である。前者の基底を成すものは一種の形而上學であるが、後者は在來の他學派に對しては鋭き批判者でありながら、自からの積極的内容として提唱すべき何物をも未だ發展させてゐない。ただ兩者において共通もしく

6  
は類似の特徴として擧げ得る點は第一に制度理論も制度主義も共に、十九世紀的自由主義の社會科學的前提に對する不滿において一致してゐること、次に、個人をその現實に生活する社會的環境乃至條件——すなはち、それぞれの意味における「制度」——の下に觀察せんとし、之に研究の焦點をあつめてゐることの二點である。第二の點においては兩學派は等しく社會學的立場を採り、且つ、現實主義的傾向が強い。だが前にもいつたやうに、これらの一致點は必ずしも本質的なものではなく、其の意味ではむしろ二つの制度學派の間に横はる地理的のみならず、思想的の距離をより多く力説しなければならぬ。

何はともあれ、制度理論はラテン文化の所産であるだけに調和と秩序とを基調とする特異の社會的思想を表現する點にその特色が見られるが、制度主義においてはアメリカ文物に一般なる斷片性と大量性とが特に注目を惹くやうに感ぜられる。前者は質、後者は量、にそれぞれの本領を示してゐる。そこで少し無理な觀察だが、假りに制度理論の主張を一つの社會連帶主義運動の現れと見るならばホーマンの解釋によるやうな(1)間口の恐しく廣いアメリカの制度學派は、或は之を歐洲における自派の同志と考へるかも知れないが、逆にフランスの制度論者はアメリカの制度主義者に向つて如何なる「同類意識」(consciousness of kind)をも感じはしなうであらう。

次に、明かにしておくべき重要な點は制度理論が新スコラ主義の一表現だといふことである。そこにこの學派の固有領域が法學でありながら、その主張の核心においてはレオ十三世のレーラム・ノヅァラムやベツミン (= Heinrich Pesch) の經濟學や或はまたシニパンの普遍主義——かれの體系をスコラ的と特徴づけることは「三つの經濟學」におけるゾムバルトの言明にも拘はらず、異論の存する所ではあらうが——とさへ關聯を有ち得る理由が見出される。しかも制度理論にはこれら同一系統もしくは近接の學說の未だ企ててゐないやうな独自の社會學的考察が展開されてゐるのである。就中トマスの公益概念を再吟味し之を現代化し以てその團體論の樞軸としてゐる點において、それは經濟學との間に廣い接觸面を有つてゐるわけである。(一)。制度理論の經濟學的意義を幾分でも明かにしようとする本稿の企ては私としては決して突飛でも牽強附會でもないと思へざるを得ない。ただ茲では紙幅の制限やら私自身の研究及び思索の不充分やらの關係で僅かに問題の一端に觸れる粗大かつ斷片的な考察以上のことを期し得ないのを遺憾とする。

7  
(一) 私は從來制度理論學派とは獨立して別個の立場においてスコラ思想の經濟學的評價を試みて來たのであるが、私の研究の結果は殆ど悉く制度論者の結論と一致してゐる。私はそれを職分經濟學と呼んでゐるが、制度各員の働きから觀れば制度法

## 二 橋論叢 第一卷 第五號

學もまた職分法學に外ならぬ。同様に職分を其の活動の場面において觀察するならば、職分經濟學は制度經濟學たりといふことができる。蓋し、「制度」と職分とは相互に不可分の關係にある同一現象の異なる様相に過ぎないからである。兩者は等しくトマスの公益の原理によつて互に結合されてゐるのである。なほこの點については本稿後段に稍々詳説する機會があるであらう。

制度理論の社會學的立場は一種の綜合である。統制と自主との調和である。その特質は明かに一の團體理論たる點に存するのではあるが、それは團體の絶對性を以て團體成員を餘す所なく吸収し去り、團體の利益のためには、かれらの人格をも犠牲に供して憚らざる性質の團體至上主義ではない。茲にスコラの人格の尊重が見られる。由來トマス社會思想には其の根柢に明確なる人格主義 (Personalismus) が据えられてゐるが、それが同時に制度理論の社會觀の基石ともなつてゐるのである。この關聯においてスコラ思想家は屢々個體を *individu* と *personne* とに區別し、前者を數量的、物理的、個體となし、後者を人格的個體とする。さうして、全體が部分に優先するといふ場合の部分はアンデイヴィドゥであり、ペルソンスではないと考へる。かくて「個人は團體に、團體は人格に」といふ奉仕の關係を示す特徴的な價値の階序が説かれることとなるのである (11)。

(一) 此の點に關して興味ある對照を示すものは最近におけるナチス國家思想を基礎づけるといはれる所謂「具體的協同體」説に現れる國家合目的性論であらう。その説によればナチス國家はドイツ民族の手段にすぎず、それ自體において最高權威を主張し得るものではない。最高權威はむしろ血と土によつて結合せらるるドイツ民族の協同體に歸屬し、國家組織は單に



その世界觀に奉仕する道具でしかないといふ。かかる國家觀は勿論スコラ學派の團體觀とは一致するものではないが、ただペルソナをフォルクに代位せしめてみると考へ方において多少の共通點が認められぬわけではない。序ながら一般にナチス社會思想の論理方法にはスコラ主義のそれに似通つた節が多い。偶然の符合かも知れないが、著しい事實だと思ふ。なほ具體的協同體論についてはその同じ表題を掲げる矢野貞治助教授の論文（國家學會雜誌第五十二卷第四號）を参照せられたる。

(二) 茲に示される奉仕關係の階序はすゝへのトミストの遵奉する信條だといはれてゐる——例へば *Revue Thomiste*, 30e année, N. S. T. XVII, no. 81, p. 132 に於ける Kurz, Individuum und Gemeinschaft beim Hl. Thomas von Aquin に關する批評文を見よ——が數多いトマス研究者のうちには異説者が全然ないわけでもないらしい。現にトマスにおけるアリストテレス全體主義の影響を高調する右に擧げたクルツの如きその一人だが、カトリック或はキリスト教徒ならざる研究者は人格的個人の本質をば *personne d'investissement ordonnée à Dieu* に求め團體の上に優位を占めさせようとする考へを吸収同化するのに相當の困難を感じることであらう。

制度論者の意味する團體、社會、或は「制度」は單一ではなく、豐富なる多様性を具へてゐる。それは恰かも中世紀において各種の團體をそれぞれ自主的にして、且つ全體的に方向づけられた秩序體、すなはち小社會 (*ordines*) と見做したやうに現代世界或は國家社會のうちに存在し發達する夥しき數に上る諸種の目的集團は悉く之を「制度」として觀察せんとするものである。故に國家が一の「制度」であることは勿論、市町村の如き自治體、大學、職業組合、企業、教會、軍隊等苟しくも一定の共同目的を以て結合せられる團體は何れも「制度」たらざるはないとされる(1)。さうして、それらは

皆みづから全體であるのみならず、より大なる全體に對しては部分として存在し、作用し、相互の間には一定の秩序が支配する。また各「制度」には全體的構造のうちはその占むべき「場所」が豫定され、そこにそれぞれ配置され、全體の肢體として填め込まれる (Eingliederung-inguadramento)。それがすなはち各「制度」の就き、さうして守るべき自己の部署である。また同様の仕組は「制度」みづからの内部においても個人たるその構成員に關係して成立する。すなはち、同一の秩序が「制度」の内外を通じて全體を覆載してゐるわけで、之を統一し生命付けてゐるものが階序化された公益の原則である。

(一) テロス (前掲論文) は共同目的の意識の缺如を理由として家族の制度性に疑問を表明してゐる。例へば家族の重要分子たる出生して來る子供にはかかる目的が十分意識されてゐないといふ。但し、家族は國家社會にとつて極めて肝要、且つ基本的な要素であるから之を保護することは國家の重大なる任務でなければならぬとする。

右の如き秩序の特徴を分析してルナルは、(一)統一 (unite)、(二)相異性 (diversite)、(三)調和 (accordement)、(四)段階別 (echelonnement) 等の四者を擧げてゐる。統一は全體性のことであり、秩序體はそれ自らにおいて完き全部性を有すべきことを指すものである。之と共に全體を構成する各部分には屬性及び機能の相異性もしくは多様性が必要であり、しかも部分間には完全なる調和的分業が行はれなければならぬ。最後に部分間の關係は更にそれぞれの機能の全體的意義に従つて階段的に

整頓せられる。此の思想を一貫して、スコラの制度理論のしかく高調する秩序づけ (ordinatio) と云ふことが單なる平面的作用だけではなく、常に立體的統一を含むものであることが強調されるのである。

(1) Renard, préface à "La notion thomiste du bien commun" par S. Michel.

(2) かかる秩序づけの特殊の意味は "Nous traduisons le mot scolastique, *ordinare*, par le mot ordonner. La signification très riche de ce mot technique c'est mettre en ordre, harmoniser des parties entre elles-mêmes et les disposer pour un but supérieur." 説明 (B. Landry, De la monarchie de Dante, Paris, 1983, p. 84)

然らば茲に述べるやうな秩序の支配する團體、すなはち、「制度」の動因は何かと云へば、それは「制度」の目的とする所に向つてその構成員が各の部署において適切有效に作用することである。換言すれば職分の遂行である。このことは制度理論の創唱者たるオーリウの與へる「制度」の定義によつて一層明瞭となる。曰く「すべての團體的制度には三つの要素がある。一、社會的集團のうちに實現せらるべき作業の觀念 (l'idée de l'oeuvre à réaliser)。二、その觀念の實現のために之に奉仕する組織化された權力 (pouvoir organisé)。三、右觀念を中心としその實現のために集團のうちに發生する融和 (communio) の顯現、等がこれである。うち最も重要な要素は集團の内部で、その集團の利益のため、實現せらるべき作業の觀念である」と。いひ換へれば、各「制度」にはそれ自體のなす

べき一定の仕事が最初に想定され、それが當該「制度」の固有目的にして同時に「制度」成員の共同目的として確認せられる。この目的遂行のためには一方において「制度」のうちにあつて、又、「制度」の一部として公益に奉仕する指導的機關——これがオーリウの所謂「組織化された權力」の意味である——の存在が必要である。他方において、この指導的機關の下に、同じく公益の原則によりて活動する「制度」成員の間に緊密なる協調がなければならぬ。以上の關係を一聯の標語を以て表現すれば「公益・權威・職分」となすことができる。但し、この場合の「權威」が制度の外から加へられる所の「權利」(Jus)又は恣意的な獨裁ではなく、常に「權能」(Potestas)に基く最高の職分に關係するものであることはいふまでもない(1)。何れにしても、オーリウの定義に關聯して、最も顯著な

點は公益の觀念及び之を實現するための働きたる職分の高調であることには異論がなからうと考へる。

(1) M. Hauion, "La théorie de l'institution et la fondation." *Cahiers de la Nouvelle Journée*, No. 4, p. 11. またこの定義の紹介及び批評については、テロスの前掲論文及び Desqueyrat, *L'institution, le droit objectif et la technique positive*, 1934, p. 16 et suiv. を参照。

(2) モロアの權威の説明については既掲 Renard, *Qu'est-ce que l'autorité?* 参照。そこに權威が個人の自的意識ではなく、——假りに意思だとしてもヒューマンの所謂「理性のための意思」(sit pro Ratione voluntas)以外のものではない——むしるローマ古法の「權能」の發展したものとみる所以が論ぜられてゐる。また *dominium, imperium, proprietas* 等は何れもこの意味の權威と同様に解せらるべきものとされる。

權威が權利ではなく、權能であり、従つて職分を反映するといふことは一面において「制度」の道徳性を照す一側光とも考へられる。さうしてそこに「有機體」(Organisme)と區別される所の「組織」(Organisation)としての「制度」の特異性が求められるわけである。すなはち、かかる權威は上から下への力の壓迫や強制に依存せず、部分相互間並に部分より全體への自發的且つ積極的協力及び方向づけによつて、その効果を全うするものである。これ蓋し、部分が機械的部分ではなく、人格的部分であることの當然の結果とされるのである。別の語でいへば、制度理論における職分は權威により一方的に規定される義務にいつるものではなく、マンテの言をかりれば、さながら「家郷を想ふ旅人の思慕」を以て全體的正義を冀求する部分情操の自然的發露だといふことになる。この事はまたデロスと共に「集團の行動はその動因たる個人に發するものであり、その意味において個人はすべての社會的活動の源泉である。成員の效果的努力を離れて集團の活動はない。だが個人の行爲は、たとひその起點が個人にあるとはいへ、その終點と存在の理由とを公共利益たる社會に有つてゐる。社會的行爲は社會の動因的支柱たる個人から發して社會的目的に至る關係に外ならぬ。その成立原因は〔特定の〕觀念であり、それは社會の機關たる個人に全體的本質を與へる」(1)といふ風にいひなほし、かかる個人の意識的にして自主的なる人格者であることを特に指摘することができる。かく集團をば權威を通じて精神的に結合せられる人格的個人の秩序と觀ることによりはじめて其處に自己の運命を

14 自覺し、之が實現に對して責任を感ずる人格としての集團が成立し得るといへるのである。

(一) デロス前掲論文。

右のやうな現實生活に基礎をおいた諸種の社會秩序に歸屬し、その内部で活動することは人間存在の必然的條件であり、個人の自由とか人格の完成とかいふことも團體生活を離れては到底之を實現することができない。この意味で制度論者は「制度的自由なければ、個人的自由なし」(pas de libertés institutionelles, pas de libertés individuelles)と云ひ、「自分は窮極においてやはり自分たらざるを得ない、しかも猶、自分は自分より、大なるもの——社會——に屬してゐるのであるが、この所屬は私を縮少する所か、却て私自身の人格を高揚するものである」と論ずるのである。この言葉の眞理は何人も之を疑ふことを得まい。社會が個人を育成するといふ一般的命題はアリストテレスの權威に訴へるまでもなく、われわれの直ちに承認する所であるが、謂ふ所の社會を各人にとつて生活の「場」たる多種多様の現實的小社會、換言すれば「制度」、の意に解し、それらがわれわれに及ぼす直接的にして力強き作用に注意を拂つてゐることは確かに制度論者の特色であり、功績であるといはなければならぬ。試みに想へ、職場乃至社會的活動の足溜りから切り離されたる人間が如何に對外的立場を弱められ、無力化するか、また如何に其の精神的迫力が衰へ、個性の發揮を沮まれるか、を。官職を退いた役人、會社を辭めた實業家、教會を離れた牧師、劇團と絶縁したスター、教壇を去つた

教師等の場合において所謂「背景」がこれらの効果的な活動の生涯にかほどの貢献をなしたかは蓋しいふまでもないことであらう。いな、そればかりではない、人はその「制度」のうちにあつてこそ外部の脅威から比較的の自由であり得るが、孤立無援では甚だしく不自由である。歴史におけるその典型的實例は中世紀のギルドの場合に之を見るが、一面ミディーヴァリストたる制度論者が制度的自由と個人的自由との一致に關する敍上の言をなすにあたつて腦裏に浮べてゐたのはおそらくそれであつたらうと想像される(10)。

(一) Renard, *Théorie*, p. 43.

(二) 此の項で制度的社會理論に根本原則を與へてあるトマスの「公益」(bien commun)の觀念について詳説することが望ましいが、いまはその餘裕がない。その重要な問題に關してはルナールの序文の附いたスーザンヌ・ミシエル女史の前掲著書がある。

### 三

15  
人格的協同體として把握せられる各「制度」が相當の長き期間に互り存續し發展を遂げるためには確乎たる物質的基礎のうへに立つことが必要である。すなはち、前述の人の職分と並んで物の職分が「制度」のために十分なる効果を擧げなければならぬ。制度理論にはドイツ浪漫主義におけるが如き幻想的な Sahe-Person の交互作用に基く所有制度觀(11)は見出されなく、従つて財を以て協同體を構

成する無言の成員もしくは人間肢體の擴張 (erweiterte Gliedmassen des menschlichen Körpers) に  
なぞらへるやうな所謂「生命的見解」(die lebendige Ansicht der Dinge) は採用されてゐないが、  
兩者の財産論には方向と歸結とを同じくするものが多くことは注目に値する。これおそらくそれら  
等しく中世紀的社會思想に汲んでゐるといふ根本事實に基因するものであらう<sup>(11)</sup>。

(1) Adam Müller, Die Elemente der Staatskunst, VIII. Vorlesung.

(11) „Die wahre lebendige Natur des Eigentums……ist ein Gewinn des Mittelalters. Zugleich mit der Achtung für die  
schwächere Hälfte des menschlichen Geschlechts ist die Achtung für jene gesellschaftliche Bedeutung der Besitz-  
stücke des Lebens, die der alten Welt als unbedingt und sklavisch dem lebendigen Menschen unterworfen schie-  
nen, verbreitet worden.“——Müller, op. cit. ibid.

すでに明かにしたやうに、制度理論は社會と個人との二元的立場をとるものであるから、その支持  
する所有の形態にも勢ひ其の影響が見られる。先づ人格的個人の生活要求を満すためには財の私有制  
が認められなければならぬ。すなはち、その生存權を保證する意味において、所謂「人間的所有權」  
(*propriété humaine*) が主張されなければならぬのである<sup>(12)</sup>。蓋し、人間的所有權の制度は自然法  
の命ずる所であり、神聖不可侵だといつても差支へない。トマスが「財には或る意味において神性が  
宿る」<sup>(13)</sup>といつてゐるのはこの關聯において顧みらるべき言であると思ふ。また教書レールム・ノヴ  
アルムを通じてレオ十三世が共產主義を排撃して私有制の社會的重要性を力説してゐるのも根本義に



遡れば亦同じであらう。

(一) 「人間的所有權」の提唱者は P. J. Pères Garcia, O. P. であり、その著書 *De principis functionis socialis proprietatis privatae apud dyum Thomam Aquinatem, 1924.* は制度理論の代表者によつて高く評價されてゐる。わが學界では牧野博士によつてその思想が紹介論評されてゐる。「民法の基本問題」第四編、第十章)。なほ拙稿「スコラ學派の極窮狀態論と其の轉回並に其の發展」(牧野教授還曆祝賀法理論集) 參照。

(二) “.....etiam divitiæ, in quantum sunt quoddam bonum, sunt aliqua divinum, precipue in quantum præbent facultatem ad multa bene agenda” — *Questiones quodlibetales, q. VI. art. XII.*

次に、制度的所有思想の特徴はこの「人間的所有權」の社會的接觸面において現れてゐる。何故ならば、人間的所有權の歸着點たる各個人は同時に「制度」の部分として觀察せられるからである。この點からすれば、部分は全體の公益を主眼とし、且つ之を増進する效果的手段として、制度的資財を分割私有してゐることとなる。換言すれば、目的は公共的、手段は個別的なのである。この事を更に押し進めていへば、「制度」内に存するすべての財には少くとも二重の所有權が存在してゐるものが見られる。一は本質的所有權を代表する「制度」の夫れ、他は占有並に使用に外ならぬ所の個人の夫れである、前者は所謂「高級所有權」(*dominium eminens*)にして絶對的、後者は「使用的所有權」(*dominium utile*)と稱せられ、相對的である。但しこの二つの所有權は各獨立して存在するものではなく、相互のうちに融合してゐる。いはば同一物の異つた二面を形成してゐるといへよう。

かくして如何なる財も一面において之をその所屬「制度」の家産とみれば、そこに現れる所有權は最終且つ絶對的であるが、他面において個個の所有者の財産と見做すとき、その上に認められるかれらの所謂「所有權」は相對的でしかあり得ない。トマスは人類社會といふ「制度」についてこの問題を論じて「基本的所有權」(*dominium principale*)と「自然的所有權」(*dominium naturale*)との區別を樹て、更に使用にすぎぬ人間の「自然的所有權」を「管理經營の權能」(*potestas procurandi et dispensandi*)として特徴づけた<sup>(1)</sup>。この考へは制度理論にとり容れられ、その所有制論の原理を構成してゐるのである。例へば、ルナールが所有權を「權威」と同じく之を單純なる權利とみないで、社會的の「權能」として取扱つてゐるのは畢竟この關係に基くものといふべきである<sup>(2)</sup>。かれによればすべての人間は制度の役員(*Fonctionnaire*)であるが、所有者は經濟的秩序に關する職分者であるといはれる<sup>(3)</sup>。

(一) Summa Theologiae, II. II. 66. 1 et 2.

(二) Renard, Qu'est-ce que l'autorité ?

(三) Renard, La théorie de l'institution, 1930. II. appendice—“Propriété privée et propriété humaine.”

茲で一言しておきたいのは管理經營の權能と人間的所有權との關係である。學者或は前者を専ら社會的、後者を個人的なものとし、恰かも各異る領域において作用するかのやうに説くのであるが、そ

の見解は正しいとは思へない。各所有者に課せらるる管理經營の任務は先づ自己及び家族、續いて社會一般の「人間的所有權」の要請を満足せしむることを以てその窮極目的とする。さうして、其の場合の自己及び家族は、いふまでもなく、個別的、孤立的存在ではなく、完全に社會の一部分であり、所有者自身からみれば社會接觸の基點をなすものである。スコラ學者が財の公的使用を考へる場合においても、所有者及びその家族の生活充足を之より除外せず、却てそれに優先的特權を許容してゐることは明かに以上の事實を立證してゐるものといふべきである。

それでは私所有權の形式において管理經營の權能を個個人に分屬せしむる根據は何處にあるかといへば、ルナールはこの點に關して特色のある解釋を下してゐる。それは勿論アリストテレス・トマスの基礎づけの制度論的發展にすぎないが、一の重要な轉回を目指した試みといへるであらう。殊にスコラの所有思想のうち秩序及び調和と並んで動的要素として社會進歩の觀念を認め、之を特に強調してゐることは注意してもいい點だと考へる。

(1) Renard et Trobas, *La fonction sociale de la propriété privée*, 1930.

(2) 拙稿「スコラ經濟思想における秩序と進歩」(經濟學論集第五卷第八號) 參照。

19 事は「管理經營」の解釋にかかはる。周知の如く人間性の現實に鑑み、財の無差別なる共有制は社會の秩序を紊し、人人の間に争鬪の種を蒔くことにより平和を破るのみならず、社會財の適當なる維

持改善の目的を達成し難いものだといふのがアリストテレス・トマスの見方である(1)。だから、之に代るに私有制を以てし、如上の弊害を匡正すべしと説き、「占有は個別的、使用は公共的」といふ標的が掲げられることとなつた。ところで占有を個別化することは個人の創意を刺戟し、其の人をして自己の管理の下におかれた財産を保護し、増殖し、益之を能率的なものとなすべく努力せしむるであらうと期待される。トマスが管理經營といつてゐるのは單なる財の保管ではなく、やはり右に述べるやうな動的維持改善を意味するものだ、とルナールは考へてゐる。

(1) Aristoteles, De politica, II, 5, Thomas, Sum. Th. II, II, 66, 2

一層詳しくいへば、ルナールは「管理」(procuratio)を財産の資本化、すなはち、投資による生産化となし、「經營」(dispensatio)——と云ふよりは正確には私の「經營」と解する所の dispensatio——を勿論慈善家的の「分與」などとはせず、「労働機會の提供」の意味に擴張して、そこにかがトマス思想の現代化と呼んでゐる解釋が施されてゐる。かれはまたトマスの使用(usus)と稱するものを報酬、收益又は利益に相當すると説明してゐるが、これは現代化しすぎた、むしろ偏つた見解だと私は信ずる。以上の解釋の細目については私は必ずしも之に賛同するわけには行かないが(2)、その精神においては大體異存はない。例へば、労働機會の提供といふことは經營上の一活動と見做し得るか、たとひルナールによる推論の過程には同意できない節があるにもせよ、結論においては私はかれ

の主張と一致し得ると思ふ。とりわけて、財の意義が専らその活用にあり、財は「資本として働かざるべからず」といふ前提から所有者の社會的義務を抽出してゐることは、確かに制度理論の現代性を證するものである (11)。

- (一) 拙著「聖トマス協同體思想」の觀たる Potestas Procurandi et Dispensandi の意義」(經濟學論集第四卷第一號) 參照。
- (11) トムソリーニはこの意味で消極的の所有權を排し proprietat attiva che non si limita a godere i frutti della ricchezza, ma li sviluppa, li aumenta, li moltiplica といふことを論じて説く。 (Annuntia, Principii di economia politica corporativa, vol. I, IX, ed., Roma, 1927, p. 117) の點はまた「トマーの高調する所であり、例へば次の一節の如きはよくその片鱗を示してゐる。 „Jedes einzelne Besitzstück des Lebens lässt sich als solches (lebendiges) Kapital betrachten und der für den Menschen aus solchen Besitzstück im Gebrauch erwachsende Nutzen als die Zinsen jenes Kapitals. Dieser lebendige Zinsen erzeugende Umgang des Menschen mit den Sachen oder mit Kapitalen ist das wahre Verhältnis des Menschen zu den Sachen und so erscheint das Eigentum, wenn es in der Bewegung betrachtet wird.” Müller, op. cit. VIII. Vorlesung.

要するに制度的私所有權は當該「制度」の基本的所有權の上に存在し、之によつて制約せらるる管理經營の權能たる本質を有つものであるから、個人權利としてのその相對性はいはば之に内在する。これローマ法の私所有權が外部から附加せられる制限によつて漸次社會的に調節されて行くのと甚だしく趣を異にするといはれる所以である。後の場合は文字通り「權利」の制限もしくはその濫用の防止であるが、制度的所有權の場合には「人間の所有權」の要語を含む制度利益といふ高い目的への手

段化(ordinatio)がその本質に照して最大の緊要事である(1)。

(一) かかる制度的所有權に類する思想は現在のドイツやイタリアにおいても經えず高揚されてゐる。だが國家と個人との間に介在する諸「制度」の有つ多元性とそれらに關係深き「人間的所有權」との二點がどの程度に認められてゐるか或はあないかが問題である。おそらく其處に彼と是とを區別する一つの重要な標準が求められるのであらう。

#### 四

右に略述した制度的所有權の特質は企業の制度的考察にあつてもその意義を發揮する。

勿論、世界を通じて近來企業の社會性に對する認識が愈々深まりつつあることは茲に事新しく述べるまでもない。ただ國柄により、學派により、認識深化の方法が相異なることは特にわれわれの注意を惹く所である。この點からみて、例へばアメリカの一經濟學者がアダム・スミス思想の再評價に際して、かつてかれが排撃した生産者組合及び一般協同團體の現代的重要性を論じ、自由主義と共產主義との正反兩テーゼからアメリカ社會に適合する實際的綜合を樹立せねばならなくなつたといひ、その綜合の基調を「道德化された經濟團體」(moralized economic communities) においてゐるのはかの國の國情に照して興味深いことである(2)。また指導者原理に基くナチス・ドイツにおける「經營協同體」(Betriebsgemeinschaft)の發達も好個の研究題目たるを失はない(3)。イタリアにはファシズム獨

特の企業觀があつて、われわれに教ふる所決して少くない<sup>(三)</sup>。非常時日本には電力管理問題をはじめとして企業の國家的意義の再檢討を促す機縁をなす出來事が夥しく發生してゐる。かかる世界共通の事態の中にあつて、企業の制度的觀察は示唆する所全くなしとはいへぬであらう<sup>(四)</sup>。殊に、左記註二及び註三の例證するやうに、最近歐洲諸國における企業關係の法制のうちに制度論的思惟が顯著である事實に徴して益々其の感を深くせらるを得なす。

(1) J. M. Clark, "Adam Smith and the Currents of History" in "Adam Smith, 1776—1826," a symposium, Chicago, 1928.

(11) Cf. Gesetz zur Ordnung der nationalen Arbeit vom 20. Jan. 1934, § 1. Im Betriebe arbeitet der Unternehmer als Führer des Betriebes, die Angestellten und Arbeiter als Gefolgschaft zur Beförderung der Betriebszweige und zum gemeinsamen Nutzen von Volk und Staat." § 2. Er hat für das Wohl der Gefolgschaft zu sorgen. Diese hat ihm die in der Betriebsgemeinschaft begründete Treue zu halten."

(111) Cf. Carta del Lavoro VII. Lo Stato corporativo considera l'iniziativa privata nel campo della produzione come lo strumento più efficace e più utile nell'interesse della Nazione. L'organizzazione privata della produzione essendo una funzione di interesse nazione le, l'organizzatore dell'impresa è responsabile dell'indirizzo della produzione di fronte allo Stato. Dalla collaborazione delle forze produttive deriva fra esse reciprocità di diritti e di doveri. Il prestatore d'opera, tecnico, impiegato od operaio, è un collaboratore attivo dell'impresa economica, la direzione della quale spetta al datore di lavoro che ne ha la responsabilità."

(1111) 制度理論の企業の取扱ひ、殊に企業法の地位については Matsumi, System des Unternehmensrechts, II. aufl.

1937. 及び同教授論文「企業法の生成」(「法律における思想と論理」—牧野先生還曆祝賀論文集) 參照。

企業が制度的世界の階序のうちはその場を有する一の「制度」であることは申すまでもない。此の事實からして企業的「制度」の内外に互つて二重の關係秩序が生ずる。かくてそれは私的性質と並んで公的性質を兼ね備へてゐる。それは自主的協同體であると同時により大なる、より高き、制度に對して、部分としてかつ手段として、奉仕するものである。換言すれば企業をめぐりて二重の「公益」が觀念される。其の一はすなはち企業の内部から企業自體の利益を觀た場合の共同利益、第二は企業の目的たる高次の社會秩序に固有なる利益である。これらは何れも企業を中心としてそれぞれの方法で顧慮され増進されなければならないのである。

先づ企業自體の利益を考へてみれば、それは勿論資本家とか企業家とかいふ一部の企業關係者の夫れと同一ではない。そもそも「制度」としての企業はかれらを離れて獨立の存在と「人格」とを確保してゐる。そのうちに生活し活動する者はすべて企業の機關に外ならぬ。かれらは、いはば所有權のスコラの定義にあるやうに、企業の能率と繁榮とのために *potestas procurandi et dispensandi* を與へられてゐるのである。蓋し、企業は永續的存在であるが、之に屬し、その仕事を分擔する廣義の従業員は何れも時の経過と共に推移し、新陳代謝する事情の下にあるのだから、かれらに託せられたものは一定の期間における企業の「管理經營」に關する權能以上のものではないといふこととなる。こ



これは企業の指導者について特にあてはまることである。もし指導の働きに「權威」が認められるとするならば、それはユスではなく、やはりポテスタスとして把握されなければならぬと思ふ。

(一) 「制度」を繼續して行くといふことは、博物館の役人が寶物を見張つてゐるのは違ひ、創立者の精神を體得し之と協力し、「制度」の機能を増進することだから、之を發展せしめ、繁榮せしめ、活かさなくてはならぬ。この意味で「制度」は活物である——とルナールは言つてゐる (Theorie, p. 265)。

次に、企業自體の利益はその所屬員の福祉を必要とする。この理由からしても制度的企業はかれらの搾取を望む筈がない。一般に勞資の利益は相反するものと考へられてゐるが、兩者を共に同一企業のうちにおいてみれば、その對立は階級的にはむしろ緩和されて、企業その者を通じて現れるかれらの共同利益の方が却てかれらに強く訴へることとならう。何故ならば特定の企業にはかれら現實の生活が委ねられてゐるが、之に比して世界中に散在する階級的同志とのかれらの連繫は現實感において著しく稀薄であるからである。茲に制度的所有權について述べた第二の點が想起されよう。すなはち、職分による企業への所屬がいはいは一種の所有權にも譬へられ得るものとすれば、その所有權はまさしく「制度的」、従つて「人間的」所有權でなければならぬのである。なるほど、企業の公益のためには、所屬員は時に應じて必要な犠牲と忍容することを期待されるだらう。だがしかし、かれらの人間的所有權が要請する限度を割ることは到底企業みづからの利益を害することなくして行はれ

得る所ではなす。

(1) Michel, op. cit. pp. 32-3.

人間的所有權に關聯して、制度としての企業それ自身の生活要求が問題となり得る。さうして、この關係で企業が追求する營利といふことが考慮されるであらう。元來制度理論もその淵源となつてゐるスコラ主義も決して「營利」(lucrum)を無差別に否定するものではなく、正當なる社會的活動の結果としては之を是認するに吝でないのである。殊に中世末期から十四五世紀にかけてスコラ學者たちが *industria* と呼ばれる智的勞働の社會的機能に對して特別の注意を拂ひ、之に高き評價を下すに至つたことは企業家の職分及びその報酬に積極的承認を與へたものである<sup>(1)</sup>。ただかれらの警戒を怠らなかつたのは何等の社會的職分をも伴はざる自己目的としての營利、或はまた過度の巨利——トマスは適度の營利を説いてゐる<sup>(2)</sup>——であり、これらは所謂「曲利」(*turpe lucrum*)の部類に屬せしめられた。然しながら、右にいふ適度性については時代の進展と共に漸次多少の緩とりを以て解釋されるやうになり<sup>(3)</sup>、社會的職分の有無厚薄が企業の營利を批判する主要な標準となつた。さうしてこの標準は制度理論においても依然として堅持されてゐるのである。これ制度的社會觀のおのづから然らしむる所である。すなはち、企業が高次の諸「制度」、就中、國家社會に對して一定の貢獻をなす限りにおいて、人間的所有權の要請を下らざる程度の營利を獲得することは當然のことといはねばならぬ。

(1) Franz Keller, *Unternehmung und Mehrwert*, 1912, S. 62.

(11) *Sum. Th.* II. II. 774.

(三) 例へば中世末期にドンス・スコートスが企業家職分を論じ、その報酬を傳統的標準より解放すべしと主張したるが如し。

いまこれをスコラ的正義の觀念を以ていひ換へれば、企業はそれ自らにおいて一の制度的社會であるから、その内部には先づ部分相互間の流通的正義、次に部分が自己を全體、すなはち、企業の公益に方向づける所の全體的正義、それから之に對して全體が部分に向つて行ふ配分的正義、といふ正義の交錯關係が支配してゐると見ることができるのである。例へば、企業の收益から従業者の家族的生活の最小限度 (*salairé familial*) が保證さるべし、とは配分的正義に關はることであり、企業の指導者が管理經營の權能者だといふことは全體的正義に立脚する事實である。だが一體、企業内におけるかかる正義の交錯關係の支配は何を物語つてゐるのであらう。それは別事ではない。企業はその成長につれ次第に一方においては創立者の意思が客觀化され、或る意味において法制化され——オーリの所謂 *institution-chose* を想へ——益々自主的存在を確立するが、他方之と共に雇傭關係が單なる平面的契約 (この域を脱して一種の立體性を帯びて來る。丁度メーソンの標語「身分より契約へ」(*from status to contract*) の再轉換が行はれるやうになるのである。株式會社が漸次官廳化して行くといはれるのは、その内部的秩序についても根據のあることである。一言にしていへば、それは企業の制度

性が企業組織の發達と共に愈々その實相を展開する傾向を示すものである。

(二) ルナールは契約を個人主義的に解釋して之を「制度」概念の外においてゐるが、デロス(前掲論文)は契約を以て當事者個人の意思が競り合ひによつて均衡點を見出す所の主觀的偶成的なものとなさず、むしろ兩意思が交換といふ共同的利益——客觀的原則——において一致し之に適合することを以て契約の眞正なる成立原因となすのである。すなはち、かれは契約の正しきと正しからざるとを照明すべき流通の正義といふ客觀的且つ社會的なる標準を高調するのであつて、かく觀ることによつてデロスは契約に公益觀念を導入し以て之を制度理論の埒内に編込み得ると信じてゐるのである。なほ團體主義的債權契約の理論に關しては「牧野教授還曆祝賀法理論集」における石田文次郎教授論文「債權契約の新基調」參照。但し、この論文には制度理論への言及が缺けてゐる。

この企業の内部關係と同様の秩序は更に企業の外部關係のうちにも發見される。さうして、それは企業の公共性を愈々強化する結果となる。其の場合において企業は之に指示された特定の「場」において高次「制度」、特に國家といふ社會組織、の機關となり、之に奉仕する當然の任務を負ふものである。先づ産業各部門の間における協調があり、次に全經濟機構の統一的活動となり、更に進んで他の分野における國民的努力との連繫を全うすることにより、茲に公益奉仕の體制は完成せられるのである。企業の職分と營利との關係も國家的機關としての企業をめぐる全體的正義と配分的正義との交互作用によつて基礎づけられることとなる。他面において、營利には國富の増進といふ頗る重要な様相があるのであるから、決してこれを無下に輕視し得ないことはいふまでもない。其の見地からすれば、

企業の指導者は外部秩序、すなはち、國家的利益に對してトマスの所謂 *potestas procurandi et dispensandi* を有するものであり、その働きにより企業の最大限度における能率化及び生産化の確保が要求されてゐるのである。蓋し、制度理論における企業は孤立した個別的な存在ではなく、いはば階層的に編まれた網の重要な結び目の一に外ならないからである(一)。

(一) この點に關しては酒井正三郎教授の論文「統制經濟下に於る企業家の任務」(經濟學論集第十一輯收載)に興味ある觀察が見出される。そこで氏のいはれるやうな國民經濟の指導者の概念に關係して、われわれはトマスの次の言を想ひ起し得ないだらうか。「もし「人間の」最終目的が、個人的にも社會的にも肉體的、すなはち、生命及び健康に關するとすれば、それは醫師の任務であらう。然しながら、もし最終目的が富の充満に存するならば經濟者 (economists) が民衆の王——*rex-rector* 即ち最高指導者の意味——となるべきである」(De regimine principum, L. I, c. 14)。

以上かさつらねた所は本稿の掲げる野望的な論題に値しない單なる斷想の羅列に終つてしまつた。これは本稿が主として制度論者たちの現實に問題としてゐる諸點の線に沿つて考察を試みた結果に出づるものである。だから經濟學の立場から觀て特に攻究せらるべき「制度」關係の諸問題、例へば統制經濟の下において特別の重要性を有つ公正價格、「利息奴隸」の原因としてのウースラ、或はまた勞働奉仕を聯想せしめる所のスコラの勞働精神等の如き重要事項については論ずべき多くものを殘してゐる。これらの點に關する制度論的檢討は之を別の機會に譲らざるを得ない。其の意味では本稿は明かに一の暫行的記述に止まるものである。

だがそれにも不拘もし之によつて現實生活の「場」を注視し、その「場」が有機的に織込まれる幾多の「制度的社會」を考察すると共に、かかる社會を一の全體として本質的に成立せしめる多元的公益觀念に重點をおき、更に各制度的社會の上下内外に亘つて一貫した秩序を認める所の一新學派の主張について聊か闡明することを得たとすれば仕合せである。制度理論が理論であるか、「法の制度的理念」であるかは法律哲學者の論議に任せよう。ただその立脚する社會學的基础に關する限り、ギルケにおける團體思想と同じく、制度理論は經濟學にとつて全然無關係の提唱とはいひ得ない。それは結局法のスコラの把握に外ならないのであるが、然らば同様に經濟學におけるネオ・スコラティシズムの可能性といふことも考へられていいのではあるまいか。自由と統制との兩原理を綜合調和せんとする制度的世界觀には果して現下の日本經濟社會が學び得る何者もないであらうか(完)。